

公共サービス改革法における「質」の考え方について

- 1 公共サービス改革法における「質」
 - ・民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定し、官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施（第1条）
 - ・公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について、不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現（第3条）
 - ・実施要項では、公共サービスの実施に当たり確保されるべき公共サービスの質に関する事項を定める（国：第9条、第14条、地方：第16条、第18条）

- 2 法の各プロセスにおいて、「質」がポイントとなってくる場面

事業選定時 (切り出し)	民間事業者の創意工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定。官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とする。
-----------------	---

実施要項策定時	確保すべきサービスの質 (公共サービス改革基本方針における考え方) ✓ 対象公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施におけるこの目的の達成の程度やこれに要した費用を正確に把握した上で、望ましい費用対効果や社会経済情勢の変化にも留意しつつ、確保すべきサービスの質について検証し、設定すること ✓ 対象公共サービスの政策目的を具体化し、サービスの質を適切に表す指標を用いて定量的に規定することが望ましい ✓ サービスの質を確保しつつ、対象公共サービスを担うこととなる者の創意工夫が最大限発揮されるよう、具体的な業務の実施手順等の仕様の特定は最小限に止めること
---------	---

落札者決定時	質の評価基準 (質を具体的に評価するための評価項目、得点配分)
--------	------------------------------------

契約時	実施要項及び提案書の内容を適切に反映 (契約書等において、確保すべきサービス水準を設定)
-----	---

事業実施中	監督等の実施 (質が確保されているかを中心に確認。的確な監督(報告徴収、立入検査、必要な措置の指示等)を実施)
-------	--

事業終了まで	実施内容に関する評価
--------	------------